

## 厚生文教委員会会議録

平成20年1月18日(金)

(開会) 9:57

(閉会) 15:01

委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

「教育・子育て環境について」を議題といたします。

飯塚市公立保育所民営化についての経過報告について執行部の説明を求めます。

保育課長

飯塚市立鯉田保育所民営化についての経過報告について説明いたします。

昨年12月26日に市長と鯉田保育所保護者の懇談会を実施いたしました。また、法人募集要項作成の参考にするため、要望調査用紙を12月28日までに郵送も含め103世帯に配布し、1月17日までに74世帯(71.8%)からの回答がっております。要望調査の内容につきましては、ページがかさみますことから委員会室の後部テーブルに置いておりますので、よろしくお願いたします。

今後のスケジュールといたしましては、22日に公立保育所運営検討委員会を開催し民営化移管法人の募集要項を策定いたしたいと考えております。

募集要項の策定にあたりましては、保護者の要望事項、また厚生文教委員会の要望を踏まえて公立保育所運営検討委員会に諮問したいと考えております。

保育課といたしましては、募集要項の基本は大きく3点を考えております。

先ず第1点の「移管先法人の対象範囲」につきましては、『現在、飯塚市内で認可保育所を運営している法人及び、飯塚市内に住所を有する社会福祉法人又はNPO法人(子育て支援を行っている団体)であること。』として事務局提案をしたいと考えております。第2点目は、鯉田保育所建物の譲渡価格ですが、平成17年に横田保育所の民営化に伴う無償譲渡を基本として考えております。横田保育所は改築年次が昭和63年、鯉田保育所は平成6年でありますことから12月議会の補正予算で建物の不動産鑑定手数料を計上いたしておりましたが、評価額の差が1,740万円となっております。昨日、飯塚市財産管理審議会に諮問をし、同金額で了承を得ておりますので、検討委員会に事務局として提案いたしたいと考えております。なお、一括払いが原則ですが、分割払いも視野に入れるべきであると考えております。第3点目の土地につきましては、横田保育所と同じ有償貸付(年額60万円程度)でお願いしたいと考えております。法人選考までのスケジュールは、2月1日から2月29日の期間で募集要項等の配布を行い、申請書類の受付を3月14日から19日まで、法人選考を3月下旬から4月上旬にかけて行いたいと考えております。以上、簡単であります但報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので只今の説明を含め、全般の質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

父母会等で出された意見を分量がかさむからということで別に置いてるから見てくれということですが、内容が審議する我々に分からないという状況じゃ困るんですね。どうにかありませんか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:03

再開 10:07

委員会を再開いたします。

江口委員

今、楡井委員の方からアンケートに関する要求がありましたが、私のほうも数点用意して欲しい資料があります。今まで保護者説明会、住民説明会を行ってまいりました。そこの中での簡単な会議録。そしてこの前12月26日保護者と市長の懇談会があったというお話がありました、それに関しての同じような会議録。そしてこれから以降のスケジュールですね、先ほど口頭で数点ありましたがこれも含めて、あと穎田、筑穂等も、今については鯉田だけの説明がありましたが、穎田、筑穂についても今回条例改正の中で取り扱っています、その分も含めて、そしてこれからあと公立保育所全体を見直すわけですが、その分のスケジュール。そしてあと公募、今度検討委員会に上げたいと言うお話でしたがそれに対してどのような原案をもって臨まれるのか、そちらについて資料のほうを要求したいので委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:09

再開 10:18

委員会を再開いたします。

執行部にお訊ねします。只今、江口委員会から要求のあっています資料については提出できますか。

保育課長

アンケートの関係ですがまとめたものを提出します。住民説明会の会議録につきましては12月7日までの分につきましては前回提出した範囲ですので再度の提出いたしません。12月26日の分についてまだ出来ていませんので次の機会にお願いをしたいと思います。それからスケジュールについては提出します。原案ということで募集要項については今後検討委員会の中で検討されるわけですので、提出については今は考えておりません。全体のスケジュールにつきましては、これは従前からお話をしていましたが21年度に新しく次世代の後期計画を策定いたします。その段階で全体のスケジュールが出てくると思いますので現段階では作成は出来ません。以上です。

委員長

お諮りいたします。只今江口委員から要求のありました資料のうち、執行部から提出できる資料・アンケートの集約、スケジュール等について要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休憩 10:21

再開 10:29

委員会を再開いたします。

江口委員

資料を提出いただきましたが、保護者に対するアンケート、要望調査ですが、これについては自由記入欄について記載がございません。資料を要求した分は、この前の本会議中の厚生文教委員会の際にも資料が出ておりませんでした、今回についても資料は事前からの配布はありません。今回、この会議録、スケジュール、アンケートの結果等々に関しては私、事前にお話をさせていただきましたですね。皆様方も仕事をする中で、必ず資料を手元に持ちながら会議をされるでしょう。私たちも同様に話をするときには資料が無い形で口で言っていただけでは、みんな書き留めてやっていく形では十分な会議運営が出来ないのできちんと用意をしてくれと言うことを事前に話をしたと思っています。それなのに今回アンケートについては自由記入欄についての抜書きも用意されていない。そして会議録も出来ていない。関して

ははっきり言って議会に対して十分な会議をしていただこうと、議論をしていただこうと言う気が私は感じられません。その点については反省をしていただきたいと思っています。そのことを申し述べて質問させていただきます。

その他要望、自由記載欄、こちらに関してこういった意見があったのかそれをお教えください。

保育課長

自由記載欄については今それぞれお返しをしている、その中に載ってることですが、沢山の要望が出ています。例えば「楽しんですごせる保育所になったらそれですべてだと思います」とか「基本段階では入所している園児がいる間は地域の行事も含めて続けて欲しい」とか「とにかく不安を抱かないようにやってもらいたい」とか「しばらくの間、保育士さんには十分な配慮をしてもらいたい」という意見も出ています。「鯉田保育所のよい点というのは今後も引き継いでもらいたい」当然のことですが反対の意見もあって「民営化に対しては不満を持っている」というご意見もございました。その中では延長保育とか休日保育をして欲しくないという意見も少数でありますがありました。そのアンケート中ではなりますように実際延長保育や休日保育は数多く要望が出ていますが、一部の方は仕事の関係で、そういう意見も出たことも事実です。それから「鯉田保育所の先生方や教育方針がとても気に入っている」というありがたいお言葉を書かれているものもございます。ほかの意見では民営化されることに不安を持っていると、要するに保育士さんの大部分がいなくなるということで不安ですという、このことについては臨時保育士を半分引き続き置くということで当然改善をしていくというふうに考えております。それとか「わざわざ公立を選んだのに」という意見もございました。要望としては「安全を第一に考えること」「園児の個性を認めながらこれからもやってもらいたい」という意見も出ています。反対に「延長保育と休日保育は是非実施して欲しい」とかそういう諸々の意見が出ているところです。

楡井委員

先ほど江口さんのほうから議会の審議に対する行政の対応の問題が意見として出されましたけど、私もその点非常に強く感じます。この問題に限って部長が非常に激昂する場面が多いんですね。去る12月の本会議でもうちの川上議員の質問のとき、いきなり涙ぐんだ声で発言するとかですね、こういう非常に冷静でないような対応が目立ちます。私の10月のはじめのほうからの説明会についてたびたび議事録と言いますか会議録と言いますか、それを要請してきてたんですが、なかなかそれがこちらの手に渡らないと言う状況で、前回の委員会で初めて提出されるというようになってきたと思ってるんですね。こういうかなり重要な文書と言いますか今回の保育所の民営化については今後の保育、幼児に対する飯塚市の対応の出発点がここで築かれると思うんですね。そういう意味では鯉田という一部の地域であるかも知らんけども、13万の市民の今後の問題として考えていかなきゃならない。つまり15の保育所の全体に関わる問題だと思うんですね。そういう意味では非常に鯉田の保育の民営化というのは、今後の飯塚市の幼児政策にとって非常に大切なと言いますか、前例に見習ってと言うのが次々にされる可能性もあるという意味では、我々もよくこの問題に関わっていかないとこの使命があると思うんです。そういう意味で今この話で、休憩中の事でしたからそのことをとらえてどうと言うことは言いにくいんですが、なんでんかんでん言われたちゃ困るとかですね、今まではそんなことしてこなかったとかね、いうことを我々議員の前で言われるわけですね。そういう態度はやはり正しくないし、まずいと思うんです。そういう状況の中では、何か冷静な対応と言うのが望めないんじゃないかというふうに強く感じているところです。そのことを最初に指摘して、そういう状況じゃないような冷静な状況で考えていかなければ、原案づくりにも一方的にそういう感情的なことが入っていくのではいけないと思います。

それで、今いただいた数字なんですが、私はこういう数字を一度パッとみて文書をサラサラ

と読んですぐに質問が出来るような能力はありませんので大変苦しいんですけど、例えば今いただきました設問1、子どもさんのクラスの問題で回答率が、年齢が高くなるほど回答率が低くなっていますよね。特に0歳児、1歳児、2歳児この方たちの回答率が80%を超えていますし、状況があります。これ今先ほどその他要望事項のところでも課長が言われましたけど、やはり一番不安に思っている方たちはこういう方達だと思うんですよ。この人達の意見というのがですね、どんな風に反映されていっているのかなというふうに思うわけです。それで先ず、この82%、0歳児82%、1歳児81%、こういう数字が出されてることについて皆さん方はこの数字をどんなふうに評価されてるのか、この点からお聞きしたいと思います。

保育課長

先ず民営化につきましては、21年の4月からということになってると言うことでございます。その関係でどうしても現在の5歳児の方、それから4歳児の方、この2クラスについては基本的には退所されるという状況でございます。その中でこの0歳から3歳児までが在園という形の中でどうしてもこの中の数字が高くなる。若干の仕事の都合とか、そのときの状態によって数字が違いますが、どうしても3歳以下のほうが比率的には高くなったという結果になってると思います。

楡井委員

それでですね、今言われたことは納得は出来ます。ところが3歳児以降の方たちの回答率が高いということについてはどういうふうに思っておられるのか、その点いかがですか。

保育課長

率直に申し上げて先週辺りではかなり回収率が悪うございました。その中で50%ということで非常に悪かったので再度来られる方にはお願いをしながら提出をしていただいたという、そういう声かけの時間、たまたま会われる時間とか、そういうタイミングとか、そういうことによって若干の差が出てきたのではないかと考えています。

楡井委員

この数字を見てですよ、そういう形で再提出をお願いしたとかどうかということもあって、回収率が上がったというのはそれでいいんです。で、その回収率が多いわけですね、結果的には。この人達がなぜこんなふうに回収率が高いのかなと、私たちの子どもはまだ今から5年6年あるということと、4歳児5歳児はもう退所するから直接には関係ないから回答率はしないというような単純なものでないというふうに思うんですよ。だからこの82%、81%という非常に高い回答を寄せた親御さんの気持ちはどうなのかなというところを聞きたいわけです。なぜこういう数字になったかということじゃないんです。なぜこういうような高い数字を反映させなければならないかという親の気持ちを皆さん方がどう評価してるのかなという内容を聞きたいんです。

児童社会福祉部長

年齢の低い保護者の方の意見が多いということですが、保育所の民営化につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように4歳5歳の方は卒園される状況があります。先ほど課長も答弁の中で言っていたと思いますが、保育所の保護者の皆さん方が一番心配されてること、それは保育士と担任がすべて変わってしまうと、過去においてもクラス担任が変わっただけで子どもの戸惑いとか不安があった状況についての対応策を是非ともお願いしていただきたいという要望が私自身が一番強いというふうには考えております。ちなみにアンケート用紙103、全世帯に配った中でですね、73世帯の回収があります。今コピーをお配りしていますが実際に文章として要望をお書きになった方が33名です。その内容をすべて確認させていただく中で民営化についての反対の意見は33のうちの11です、残りの22につきましては先ほど言いました現在の保育をそのまま私立になっても引き継いで欲しい、それと子どもの不安解消要望をされてるところが一番多い状況となっております。以上のようなことから非常に民営化

後も鯉田保育所に子どもさんをお預けになる保護者の皆さん方の不安は十分にあるというよう  
な認識はいたしております。担当部といたしましてもそこらへんのところを少しで軽減化する  
ような手立てを今後とも続けてまいりたいというふうに考えています。

楡井委員

今、中身が若干説明されましたけど、やはり不安なんですよ。それで折角公立を選んだの  
に民営化になってしまうと、民営化で運営されると言うような意見もあったと、これがそのど  
の位の比率になるか分かりませんが。飯塚市の場合は31保育園があって、そして16が民  
間で15が公立という数字になっていますけど、そういう園数の中でですね、公立を選んだわ  
けですよ、ですからそれなりに親御さんたちは考えて選択していったわけですよ。それがい  
きなり民営化ということが打ち出される不安があります。今説明された保育士さん達が変わっ  
てしまうということもあると思います。それはそれとして子どもさんことですからね、順応性  
というのはかなり強いと思いますから1、2年のうちには慣れるということもあり得ると思  
うんです、それはいいと思うんですよ。ただ親御さんとしての将来の不安、園の育児方針とか教  
育・教育と言うのがいえるかどうか分かりませんが、今若干の文章を見せてもらったら教  
育方針という言葉が書いてありましたから、その言葉を使わせてもらいと教育方針、運営方針  
ですね、更には公立と民間の格差が生まれてくるんじゃないかというような不安がこの82%、  
81%に表れてきたんじゃないかなと、私自身は思います。

それから、延長保育をしないでほしいという要望が強かったと言う話が前回は強制的に  
報告されました、しかし、この数字的に見ると休日保育、延長保育、これは望むほうが圧倒的  
に多いじゃないですか。そうすると皆さん方が我々に説明してきた、そしてその強調されて  
いかにも延長保育などはあってほしくないといったのが多かったというような説明をされて  
いるわけですよ、少なくとも私はそのように受け取りました。そんなものかなと思ながらこ  
の数字を見せていただくと、そうじゃないということが数字的に示されているわけですね。何  
か頭を振ってあるようですから、そうじゃないと私の理解が違っているということなんでしょ  
う、説明してください。

児童社会福祉部長

質問者のほうから誠に的確なご質問をいただいていると思います。保育所の民営化に伴いま  
して反対をされている保護者の皆さん方、これは確かにいらっしゃるというふうに考えていま  
す。私、先ほどの説明の中でも申しましたように103世帯の要望調査をさせていただいた中  
で、文章として反対でされているのは約1割でございます。残りの9割の方はある一定、円滑  
な移行をお願いするということと、意思表示が無い方です。これを賛成反対という位置づけを  
どう判断するかということについては、私としてはあえてそこらへんの判断は避けたいと思っ  
ていますが、明確に反対されていると言うのは約1割の方。過去4回の鯉田保育所におけ  
る保護者説明会を開きました中でも、ご質問をされてる方は基本的に6名の方でございます。  
参加人数も当初の64名から最後のところは6名まで少なくなってきた、私どもも保育課  
あげましていろんな保護者の皆さんのご不安に対するとところのご説明、今後の対応策の説明を  
きめ細かにさせていただく中で、ある一定のご理解は得つつあると、今後とも再三再四この議  
案審議の中でもご説明はさせていただいたかと思いますが、来年21年4月1日の民営化に向  
けて今後ともきめ細かに保護者の皆さん方との意見交換、園児さんの不安、戸惑いを最小限に  
抑えるべく対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

楡井委員

私の質問に対する答弁になっていないんじゃないかと思うんですけどね。参加者が非常に少  
ないというふうにひとつまた言われましたよね。揚げ足取りな、発言を揚げ足とってどうのこ  
うのというのは大変質問する側としても心苦しいんですけど、参加者が少ない理由は保護者の  
方たちが皆賛成だからだというふうに言われているように聞こえるんですけど、果たしてどう

でしょうか、今事務局のほうから文章を見せていただきましたが、この中に書いてある文章を部長も読んであるでしょう。私たちの言っていることが全然受け付けてもらえないと、部長の一方的な発言に原因している、あれでは集まってきたくても、行っても同じだから集まらないよという意見があったじゃないですか。非常に端的な意見じゃないでしょうか。説明会、説明は説明としていいです、しかし説明に対する皆さんの意見をね聞く場でしょ、説明会と言うのは、説得する場ではないと思うんですよ。そういう状況なんですよ参加者が少ないひとつの理由は。

続けて質問します。原案が我々には示されないというふうに言われましたね、その原案は示されないと言うのは、次世代・・正式な名前は忘れまして・・そこでの討議を経て検討委員会に提出をした後だと、こういうふうな説明だったんじゃないかというふうに思いますが、そういう理解でいいですか。

児童社会福祉部長

冒頭の報告の中で課長のほうが説明したかと思いますが、本件問題について審議協議していただきますために、公立保育所検討委員会を付属機関の設置に関する条例に基づきまして設置させていただいています。これ、すべての付属機関そうですけど、詳細な付属機関の内容等につきましては規則の方で詳細を決めています、その中で今回の公立保育所の民営化、いよいよ条例改正は議決いただいたものですから、今後募集要項等を決めてまいります。で、その募集要項を審議会で決めますけども、その前段といたしまして保護者のいろんなご意見を十分にお聞かせ願いたい、そしてまた今日、所管であります厚生文教委員会の委員の皆さん方の御要望等を踏まえた中で、先に課長が答弁いたしましたように審議会の中では保育課の事務局提案ということで提案をさせていただいた中での審議会の審議協議をお願いしたいというふうに考えているところでございます。昔のことを言ったらなんですが、執行部が原案を作って議会の了承を経て過去いろんな行政施策を執行してきたケースもございまして、しかし最近の行政におきましては広く住民代表の意見も議会だけでなく、住民代表の意見も聞くべきだと、公募の委員を審議会にお願ひした中での意見を聞くべきだという方向性の中での付属機関の設置をさせていただいていますので、本日のところは所管の厚生文教委員会の委員の皆さんのご要望を十分に踏まえた中で今後進めてまいりたいというふうに考えています。

楡井委員

ちょっと具体的にお聞きしますけど、その原案ですよ、我々には示されないと言うことですが、事務局と言うのは行政だけですよね、確認します。

児童社会福祉部長

原案を示さないということですけど、先ほど大きな今度の保育所の私立への移管に伴うところの募集要項の大きな骨子の3点については冒頭課長が答弁させていただいたところでありますので、そこらへんのところでご理解のほどはよろしくお願ひしたいと思います。事務局はもちろん保育課が事務局になりますので、保育課職員、部で言えば私が担当部長ということになります。

楡井委員

その原案の原案と言うんですか、事務局案、これが検討されて説明されるということでしょうが、この事務局案の中に、行政案の中に今まで出されてきた保護者からの要望意見、それがそういう形で具体的に反映されたのか。例えば行政案はこういうことだったけど、保護者の意見がこうあったからこういうふうに変えたと言うような具体例があればお示してください。

児童社会福祉部長

冒頭からお願ひしておりますけど、募集要綱案の内容の審査を所管の委員会の方で願ひするということになれば付属機関は要らないものになると思っています。ただ、所管の委員会のご意見は充分にお聞きした中では、公立保育所運営検討委員会の方に反映させていただき

たいという考え方の中で、今日は積極的にこの特別付託案件の中で報告をさせていただいて、委員の皆さん方のご意見を聞きたいという真摯な気持ちであります。個々の問題について協議審議をいただくということになれば、付属機関に対して、市のほうが、付属機関の設置そのものについてある部分否定するような格好になろうかとも思いますので、そこらへんのところはどうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

楡井委員

えーっとですね、真摯にね、本委員会の意見を聞いているというふうに言われましたけど、この鯉田保育所民営化の問題についてはですね、皆さんがた、私から見れば真摯に意見を聞いているというふうにはどうしても思えないんですよ。これは先ほど発言したとおりです。江口委員もその趣旨のことを言われています。保護者の方たちの意見もそういうことになってるんじゃないですか。私だけがいろいろ要望しても一方的にそれを説明されるだけと、いうふうな意見になってるじゃないですか。だから元々事務局が考えた案があるでしょ。その案をどういう形で保護者の意見を取り入れて手直しをして提案しようとしているのか、また、こういう点については是非保護者の意見を取り入れたいと言う形で検討委員会に提案しようとしているのか、そういう保護者の人達の意見や我々の意見をどういう形で反映されようとしているのかいう姿勢が見えない。行政が決めたことを一瀉千里に推し進めていくと、来年度いっぱい。そして再来年度の4月1日から、とにかく結論先にありきというような状況を今の皆さんがたからの姿勢からは、そういうふうなことしか私は考えられない、受け取れないということを指摘したいわけですよ。そういう意味も含めてどういうふうなふうに先ず事務局意見もあって、それを保護者の意見でどう修正したかというような具体的な例があれば教えてくださいと、答弁できないと言うことはそういうことは一切ありませんということになって、保護者からの意見はみんな抹殺したということになりますよ、どうでしょうか。

保育課長

募集要項とそれとそれの関連する選考基準というのがやはり非常に関連するわけでございます。その内容については当然検討委員会の中で十分に審議をしていただくということになっていきますから、今日経過報告ということでさせていただいておりますけど、その大枠といたしますか基本的なところをご説明だけ申し上げたということでございます。詳細については今後検討委員会の中で審議をするということで御理解をしていただきたいと思います。

児童社会福祉部長

また私がこういった答弁をいたしましたら物議をかもし出すかもしれませんけれども、確かに反対されておる方、おっております。そこら辺で、先ほども言いましたように私は、質問議員はずっと反対です、私は私なりに答弁はさせてもらっているつもりでございますけれども、基本的な考え方が全く違いますので。民営化はノーだ、公立がいいんだよ、と。

これは、保護者の皆さんの反対意見の基本は3点です。保護者説明会でも私はあえて言いました。いろんな意見・要望が出ているけれども、説明させていただいた中で納得されております。どうしても納得をされない部分というのは3つです。一つは何かというと、これは今の時点では議決を頂きましたのでどうにもなりませんけど、一つは「賛否をとるアンケートをとってください」、二つ目「公立のままがいいですよ、民営化は駄目です」、三つ目「なぜに鯉田が一番ですか」、この3点だけなんです。これで反対反対反対という保護者の皆さん方のご意見があります。それ以外の部分についての、公立から私立へ変わるところへの保育サービスが大きく変わらないように、とか、また、子供が不安感や何かを少しでも抱かないような手立てを講じていただきたい、と。そういったところについては説明をさせていただいて、特にそこところは私も議会でも再三言いましたけれども、鯉田保育所の保育士は一応、臨時職員含めて今20名おります。20名のうち、今度の移行に際しましては、鯉田保育所に今度の4月1日に配置します臨時職員については原則的には全員が民営化を受ける法人で採用していただく、と。

で、半分以上の先生は変わりませんと。その先生たちは各クラスの副担任という位置づけ、当然担任は正規職員が担任になります。そういった具体的な手立てを講じた中で、これも保護者の皆さん方との意見交換を行う中で、本会議・委員会でも説明して参りましたように、そういったところでの対応を十分考えて実施もして参りたいと。で、そういったところの部分がまたございましたら、ご要望を、公立保育所運営検討委員会に諮問する前段として委員会のご意見をお願いしたいということで、申しております。

それと、もう一度念を押しますけれども、指定管理者制度におきまして、今まで委員会のほうにご報告等を行ってきたと思います。しかし、募集要項の中身とか、選考基準のそれぞれの項目についての審査・協議は、議決事項にもかかわらず今まであっておりません。従いまして、今後、募集をかけまして選考をしました時には、指定管理者制度で資料提供をいたしましたような内容に準じたところでの資料の提出をさせていただき、かつ、ご説明をさせていただく予定にいたしておりますので、そこら辺のところでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

楡井委員

議案を審議する態度の問題でね、今、部長は大変重要な、そして議会の審査を否定するような発言じゃなかったかと思うんですね。これは私、大変重く受け止めたいと思うんです。決定的に考え方が間違いです、あなたの考え方は。議会制民主主義の立場からしても間違っています。さらに、基本的人権の問題からしても、間違った考えですよ。そう認識されませんか。どうですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:06

再開 11:09

委員会を再開いたします。

副市長

部長のほうから答弁といいますか、所感を述べさせていただきましたけれども、これは質問者が言われますように、何も議論を否定しているということではなく、十分に議論は尽くしていただきたい、あるいは、意見は意見として聞かせていただきたい、それを今後の附属機関のほうに持って行って、さらに良い格好で民営化なり、市の考え方をまとめていきたいという意味で、若干取り方の問題もあるかとおもいますが、真意はそこにあるのであって、何も委員会なり議会の論議を否定したということではございませんので、その点よろしくお願いいたします。

楡井委員

今、副市長のほうから説明がありましたけれども、そういう問題じゃないんですよ。私の思想信条を否定するような発言なんですよ。さらにもう一つ突っ込んで言えば、「物議をかもしられない」とことわって言っているんですよ。そういうふうにことわったうえで、私の個人的人権、憲法、議会制民主主義、議会、これら一切を否定するような立場からの発言なんですよ。ちょっと出た、という言葉じゃないんです、これはね。そう思いませんか。

私が確かに、この問題について今まで反対の立場をとってきました。それはご承知のとおりです、皆さん。しかし議会の中には、賛成ばかりでは議会は成り立たない。当然のことじゃないですか。私も選ばれて出てきた以上、私の立場に賛成する人が私を議会に送ってくれたわけですから。その立場を、あっち転がりこっち転がり、するわけにいかないですよ。そういういろいろな意見があって初めて、議会というのは成り立つわけですよ。そして皆さん方の、これは口はばったいいい方をさせてもらおうと、皆さん方が考え至らなかった点、それぞれ立場がありますから、その立場に立った思考が成り立つわけですから、その考え方と議員個人個人の考え方、これを討論しあって、一歩でも市民のために、ということになるんじゃないですか。

それを、もともとあなたは反対やろうが、と。反対のことからばっかり物を考えんな、というような立場をとると。じゃあ、賛成の立場ばかりだったらどうなるかと。こういうことになるんですね。本当にこれは重大な発言ですよ。「物議をかもし出すかもしれない」と、わざわざことわって言ってるんですからね。これは認めがたいです。これは意見ですからね、これに対して先ほど答弁言われましたけれども。そう深いものではない、というふうに副市長は今、肩を持つような口調で発言をされましたけれど、説明をされましたけれどね、そういうものじゃないというふうに思います。

副市長

質問者が言われている趣旨は、部長も十分に理解しておると思っております。この民主主義の世の中で、いろんな、多様な意見が出るというのは当たり前のございますので、何もそれを否定しているというわけではありませんし、質問者の人権を踏みにじったというようなことではないというふうに私は考えております。いろんな意見が出て、それを真摯にお聞きして、その意見を基本計画なり、今後策定する施策の中に反映させたいという思いが強く出過ぎた、といいますか。そういうところがあると思っております。ですから、言葉が適切だったかどうかという論議はあるかと思いますが、その思いがあるというところだけは、ぜひ、ご理解していただきたいというふうに思っております。

江口委員

思いがあってもですね、それは表し方を間違えると、それは伝わらないんです。だからこそ部長は誠心誠意説明されたつもりかも知れない、だけれどそのお伝えの仕方が悪かったから、実際の自由記入欄を見ても人数が減ってきたのはと先ほど楡井委員が言われたとおりです。そしてまた、私も同じことをこの委員会の場で感じています。思いがあっても伝え方を間違えるとそしてそのやり方を間違えるとそれは伝わりません。真剣に聞きたいというのであれば私たちはこう考えています、これに対して皆さん方どう考えますか、ご意見をいただきたい。自分たちがこう考えていますとそれを出しながら、それに対して帰ってくる言葉に対して、ああそうですね、出来る出来ないも含めて一旦出来ないと判断したことであっても本当に出来ないかどうかを検討するその姿勢が必要だと思っています。でも、今回は、22日ですよ検討委員会をやると、当然今の段階では原案は出来ているはずですよ、出来ていないと話にならないですよ、それも示されないわけです。決めるのは確かに行政であって構わないと思います。私たちは市民の側から、そしてまた私たちが考える意見要望を行政にお伝えするだけではなくて、行政の方々もこう考えていると、それを市民の方々に逆にお伝えする役目もあるわけです。ある意味双方向の、ある意味通訳の役割もあるわけです。ところが今回に関しては聞かせてください聞かせてください。けれどそれについてはどう決めますとか考えていますとかいう部分が出てこなかったら、それこそ保護者説明会で言われたようにどうせ聞いて貰えないんよね、だったら行ってもしょうがないじゃないとなるわけです。そうやって保護者の方々が、部長は反対は一部、1割前後だと言う話ございました。ところがこれが本当に気持ちよくというか積極的賛成が多いわけでもないわけです。皆さん方不安がある、不安があるからこそどうなるんですと聞かれるわけです。皆さん方も不安があるからどうしようと考えられるわけです。そういうときにきちんと資料を出しながらこうやって考えますという考え方を述べながらやっていただかないと、協議と言うか話し合う土台が出来ません。その点については反省をしていただきたいと思います。

ちょっと個別の話に入りますが、先ほど部長のほうは一番の不安は先生が変わることだという話がありました。それに対して臨時の保育士を集めると、そしてその方々を移管先の法人に引き受けてもらうことで解消したいと言う話があった、確かにこの話は住民説明会でもされました、保護者説明会でもされてると思うんです。ところがじゃあそれは公募の条件になりうるのかどうかです。ならないのであれば保護者の方々そこで「そうなの」と、またそこで不安に

思う分があるわけです。じゃあ本当にそれが出来るかどうか、私立の保育園の方々が要望事項というのを持ってこられてますよね、その中に臨時保育士の継続雇用については移管を受けた法人の裁量で行われるものであり、保護者説明会等の段階で行政が発言し約束することではないと考えますという部分もあるんです。そこら辺も考えながら、話し合いをしながら調整をしながらやらないと本当に不安なわけですよ。前回の12月議会の中で、障がいのある子どもたちの入所がどうなるのか、条件付けをするのかしないのかということに関しては初日の委員会では条件付けはしないというお答えだったかと思っています。そうすると障がいのある子どもが行けなくなることもありえる、なので私はその点については条件付けをすべきだと思っています。それについてどうなのかということも全く無い。やはりね、そういったどうなりますよ、こういった条件ですよとやっぱり言うていただくべきだと思うんです。その中で話をしながらここまでは出来る出来ないをやらないと前に向いた話にはならない。先ほどから付属機関の設置と言う話をされました。しかしながら今回の公立保育所運営検討委員会については4月議会の専決処分の承認の時には、この民営化先、移管先の法人の選定等について一切触れられておりません。これからの公立保育所をどうするか、それについて検討しなくてはならないんだと、ここまで選定の部分までこの検討委員会が権能を持つべきかどうか、私は条例が任せた部分から外れていると思う部分もあります。もう一度、公募をどういった部分でやりたいのかという部分を、資料が無いのであれば口頭でいいので説明してもらえませんか。先ほど大きな3点を言ったから言われました。1点は市内の認可保育所をやっている法人ですよ、そして市内の社会福祉法人、そして市内の子育てに関連しているNPO、ここから募集をしたいというお話がありました。そして後2点、建物の鑑定は1740万円、昨日公有財産審議会でしたっけ、そちらの審議も終わり承認された、分割も視野に入れて考える、もう1点は土地については有償貸付を60万円程度で考えたいと3点ですよ。保護者の方々にしてみれば、今のお話の中で関連するのはたぶん最初の1点だけだと思うんです。受け入れ先の法人が市内の認可保育所をやっている法人であること若しくは社会福祉法人、そして市内の子育て関係のNPO、でも、保護者の方々これを聞いて不安に思うと思うんです、市内の認可保育所の法人これは当たり前だよ、ところが市内の社会福祉法人、そして市内の子育て関係のNPOこれも手を挙げられるの、もしかしたらそこになることがありえるの、保育所の運営をしたことが無いところが取るかも知れないの、不安ですよ、ある意味それに対して意見交換をする場所だと思うんですよ。そのベースのついて、お話いただけませんか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:23

再開 11:51

委員会を再開いたします。

児童社会福祉部長

休憩を取っていただきありがとうございます。先ほどの楡井議員のご質問に対する答弁の中で私が物議を醸し出すというような発言をいたしましてですね、非常に誤解を招くような発言をしたと言うことで非常に反省をいたしております。最初から私なりにご説明をさせていただいておりますとおり、公立保育所運営検討委員会に諮問をする前に委員のみなさん方のご意見ご要望をお聞きしたいと言う気持ちでおりますので先ほどの発言につきましてはお詫びして、取り消しをさせていただきたいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。

楡井委員

意見を取り消し、これは拒否します。議事録として残して置いてください。今の陳謝は認めます。以上。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:53

再開 11:53

委員会を再開いたします。

江口委員

先ほども数点挙げさせていただいたんですが、不安に思っている点が何点かあります。先ほどの点からでいいですので、お答えできる点があればお教えてください。

児童社会福祉部長

先ほど5点ほどご質問があったかと思っておりますが、そのところについてすべて答弁するというところでございますか。臨時職員の受け入れについて私立保育所のほうからそれは条件付けしないで欲しいと言うような趣旨の、第1点はご質問だったと思っておりますある一定意見交換はしていますが、子どもさんがたの不安とか戸惑いを最小限に抑えるためには、ひとつの、臨時の保育士を1年間、子どもと関わっていますので受け入れてもらうというのはひとつの方策であるという判断はいたしています。残念ながら私立保育所さんの方からはそれに変わる代案、じゃあ具体的にどういった職員配置をされるのかという問いについての回答はあっていません。募集要項の中にはその辺の人員の受け入れについては定めたいというふうに考えています。2点目の障がい者保育について、私立では受けないんだというような受け取り方をされていますが、私が過去答弁しました中で、答申書の中で公立保育所の担うべき役割の中で、配慮の必要な子どもさんへの対応、発達障がい等の障がい者への対応は公立が積極的に担うべきと、そのところは答弁いたしています。実態といたしまして今私立保育所で6名の障がい児の受け入れは対応されています。ですから私立保育所の方では障がい児を受け入れないということにはならないということでございます。次に、選考基準の関係でございますけど、選考基準の内容につきましての一応の原案は確かに持っています。ただ、この選考基準が募集要項の条件付けに反映してくるというようなところでございます。その内容等についてですね、保護者の意見、過去の議会の意見等を聞いた中で今の案は持っていますので、その案を補強するためにもご意見ご要望があれば、公立保育所運営検討委員会、22日開催いたしますのでそのときに保育課の事務局提案と言う形で提案させていただきたいという考え方です。それと、公募法人の対象ですが、第一には現在私立保育所16園15法人が運営されています、この法人が原則対象と言うところですが、あと社会福祉法人を対象に入れるという考え方につきましては、委員ご承知のとおり現在保育所現場では世代間交流等で園児さんと高齢者との関わり、地域のつながりを深めるためにもそういった法人の方にも参画願ったらと、またNPO法人等を取扱った子育て支援団体が現在増えています、そういった状況等を踏まえた中で対象法人の幅を広げた中で対応していると思っております。いずれにしましても選考委員会の方で内容を選考しますので、保育に対する過去の実績、保育理念等々については選考の過程の中で重い配点割合になるのではないかと考えています。

江口委員

まず、臨時職員の部分からですが、対案が無いからといってじゃあそれが定められるかという問題があるかと思うわけです。指定管理者の時には現在図書館、文化会館等働いておられる方の引き受けに関しては、それは義務付けできないというお話がありました。こちらについてはその義務付けまでをするのか、それともこちらについては是非検討していただきたいというレベルになるのか、やはり差があるわけですよ。先ずその点についてお聞かせいただきたい。

児童社会福祉部長

先ほど10名ということですが、具体的には受け入れるほうも、やはり職員も資質の差があります。私立の保育所の保育士としての適正に欠いた、そういった部分もありますので4月1日の時点では今の考えでは12名の臨時職員、希望者を募りまして鯉田保育所に

配置したいと、その中から移管を受ける法人が当然面接等もやると思います。そういった中で、ただ、移管後すぐに職員と言うことは考えていません。ある一定、6ヶ月程度の臨時的任用期間を置いた中でその保育士さんが適切であれば私立保育所の職員としての採用をお願いしていくと、絶対的な条件をつけるということは、現在のところは考えておりません。

江口委員

絶対的な条件をつける形ではないという話がありました、ただ一定期間臨時職員として雇えという部分は・・・つけるのですか。お願いだったら、僕はお願いのレベルはありだと思ふんです。お願いのレベルなのか、それともそうではない義務付けの・・・そうなるのか。その点をお答えいただきたい。

児童社会福祉部長

公募いたしましたして、法人のほうから提案書をいただきます、その中で10名の臨時職員の受け入れという条件をつけてる分について、法人が具体的に人員配置の計画を提案してきます。そのときに選考の中で判断していくと言うところに対応したいと思います。別に例えばですね、そういった人材がおあってあって、よりよい保育士さんがおあれば、子どもがですよ、不安とか戸惑いが最大限解消できるような人材が別におれば、それは当然選考過程の中で適正な判断がなされるというふうに考えています。募集要項の中で10名の臨時職員の受け入れという項目は入ります。ただそれに対して、それが絶対条件ではないと、別の代案が出てくればそれは選考委員のほうで、当然そこらへんは選考させていただくことになると思っています。

江口委員

私も現実に保護者の不安を考えるとそれについてお願いをすることは必要であると思います。それについてそれぞれの園がどう判断されるのかが評価されるべきだと思っています。続きまして障がいのある子どもについて。私立の保育所でも入っておられる方もございますし、確かに公立でも入っておられます、公立の担うべき役割と言う形でもこちらの中にも入っています。それは存じています。ただ現実問題として鯉田保育所が公立である以上は、先ずそこに入りたいんだけど、来られた場合には間違いなく引き受けるという形になるかと思っています。これが私立になったときに、今現実問題としてそれをお断りしている園があるかも知れません。その不安に思う分があるからそこに関しては私は義務付けをしていただいていた方がいいと思います。例えば障がいについてすべてが出来ないので、これこれこれについてはきちんと受けてくださいねとか、そういう形で結構ですし、そこについて何らかの部分がないと、やはりその部分に不安があるんだと思います。それについてはしていただけるということでもよろしいですね。障がいのある子どもとか、もっておられる方々が、今まで公立に入れるレベルの子どもが私立になった、民営化になった、鯉田に来たときにこれはきちんと受け入れますと、これはきちんと公募の条件として付けていただけると。

児童社会福祉部長

今現在も私立保育所方でも障がいを・・・一番は保護者の方の希望です。それを最大限尊重した中で対応していますから今後も、ただ答申書の中は公立保育所の担うべき役割で弱者対策は重要ですよと言うことですから、現在も将来も障がい児の受け入れは積極的に、すべてです。すべての保育所、今現在もやっていますし、今後も引き続き同様にさせていただきたいというふうに考えています。

江口委員

つまり障がいのある子どもの受け入れについては、そうすると鯉田については全く問題はないし、民営化になっても問題はないし、で、鯉田のみならず飯塚市にある公立私立を問わず認可保育所については問題がないということでもよろしいですか。

児童社会福祉部長

言われるとおりでございます。

江口委員

ありがとうございます。その言葉は非常にですね、保護者に関しましてはありがたい話だと思います。続きまして、法人についてです。先ほど原則として市内の認可保育園をやっている16園15法人というふうな形がありましたけど、それとプラスしてという話がありました。この市内の認可保育園をやっているところに限るのか、それとも先ほど最初に言われたように社会福祉法人全般市内ですね、ならびに市内の子育て関係をやっているNPO、そこまでを広げた中での公募になるのか、どちらなのか、いま分からなくなりましたのでお聞かせいただけますか。

児童社会福祉部長

すいません、原則と言う言葉が不要な言葉でした。あくまでも3つ、市内の私立保育所を運営する法人、2つ目が社会福祉法人、3つ目が子育て支援に実績のあるNPO法人ということで御理解願います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:07

再開 12:08

委員会を再開いたします。

江口委員

今のお話、最初に課長がお話になった3つのカテゴリーの部分の対象になるという話でしたが、私自身はこの移管先について現在保育と言う部分をやったことが無いところが参入することに非常に不安を覚えます。是非その辺を検討委員会の方で協議をしていただきたい。そこが入るのであればもう少しエリアを広げた中での現在保育所をやっているところ、若しくは無認可でも保育をやっているところでやるべきだということをお話しておきます。それについてはきちんと検討していただきたいと思います。次に、先ほど言われました、先ほど言いましたっけ・・・選考委員ですね、選考委員につきましては検討委員会、現在置かれてる検討委員会でやられるかのようなお話でしたが、これについて保護者の方から私たちの意見もきちんと聞き入れていただきたい、また、その中で委員としてどなたか代表者なりを入れていただきたい。公開の場でプレゼンをしていただきたい等の意見がっていました。そこらへんについてはどのようにお考えですか。

児童社会福祉部長

委員の選定につきましては先ほど来から答弁しています5名の委員で今後やって行きたいというふうに考えています。しかしながら、委員、今ご要望されていますように当然今後とも保護者全員との懇談、保護者役員会との懇談をきめ細かにやっていくようにいたしています。保護者の方から要望が出ている、公募したときに法人が具体的に分かった時点で私どもにもそこらへんの説明をしていただきたいと、法人に対するところの要望も出したいということですので、今のところは委員に保護者の方を就任していただくという考え方はありませんけれども、保護者の法人に対するご意見ご要望ですね、そのところは選考基準の中にひとつ、一項目も受けるとか言うような格好で保護者の意見を選考結果に反映させる努力をしていきたいというふうに考えています。

江口委員

現在の段階では、今いる5名でやるという話だったと思うんですが、私自身はこの民営化の検討委員会がそこまでの権能を持つことについて疑義がありますというのは前もお話しました。ただ、ここで本当にやっていくとするならば、この委員会自体も一度規則改正やっていますよね、規則改正、まだやれるわけですよね。5人の委員なんだけど、その部分に関しては、選考にかんして随時、例えば対象園の保護者等を入れるやり方もあるでしょうし、そこが公聴会

をする、検討委員会が公聴会をやる、その中で公開プレゼンをやっていただいた上で保護者の方々がやっぱりここがいいよねという、その思いを伝えていただきながらそれを点数に反映するとかいう、いろんな手法があるかと思います。それについては是非やっていただきたいと思えますし、それについて現実にやっておられる自治体が多々あるわけです。皆さん方が、例えば子どもさんが通われている、例えば小学校中学校なりがある、実際にそれが民営化になるとする、若しくは統廃合の対象になるかとする。やはりその話に参加したい参画したいというのは当然だと思いますし、今回の民営化の話の中でも保護者の方々が不安に思いながら、もし民営化は避けられないのだから、その中でより子どもたちにとっていい園を選びたい。それを自分たちも参加して選びたいというのはある意味当然であると思えます。そのことで逆に市民の方々の行政に対する理解も深まる部分もあるでしょうし、その部分も含めまして是非そこらへんについては検討していただきたいと思えます。併せて22日の検討委員会の中でこれから先の委員会の運営をどうするかも含めて検討してください。続いてその選定のやり方とかその姿が保護者ないし市民に見える形でいくかどうかなんです。その情報公開についても適宜きちんとやっていかれるのかどうか、そこら辺についてお聞かせいただけますか。

児童社会福祉部長

法人の選考の過程の審議の内容につきましては前からもご説明していると思えますが、そのところは非公開、ただ選考の結果につきましては指定管理者の時も評価点数、選考項目等々資料でご説明させていただいていますので、この保育所の場合も同様な対応をさせていただきと考えています。それとプレゼンテーションの関係で私先ほど答弁していませんでしたが、ここら辺のところはできるだけ実施の方向で審議会に提案したいというふうには考えています。

江口委員

情報提供につきましてはやり方はいろいろあるかと思えます。例えば、審議自体は非公開なんだけど、議事録等がきちんと公開されるとかいろんなやり方があります。それも含めて検討をお願いいたします。またこの点等については後日別の形で質疑を続けたいと思えます。何より情報がきちんと届かないことには不安なんですよ。私たちが今回こうやって聞くのも叙法が届かないから聞く訳です。これが例えばこうやってやりますと言う部分がちゃんと先に届けられたら保護者なり、私たち市民なりの不安が消えていく部分で、何もある意味重ねなくても済む分ってあると思うんです。是非積極的な情報公開をお願いしたいと思えます。後ですね、12月26日の説明会の中で、齊藤市長が最後1園くらいが公立で残るんだというお話をされたという報道があります。そこについては不安に思っておられる公立の保育所の保護者の方々等おられると思うんです。遠い将来であるにしても、いきなり遠い将来にドンと1園になるわけではないと思えます。そこらへんの発言の経緯についてちょっとお聞かせいただけますか。

市長

公的施設の民営化というのはいは、これは保育所だけでなくすべてのことに関して今から動いていくわけですが、保育所に関しての1園以上ということですけど、やはり公立保育所の中には先ほど話があったように、発達障がいとか、いろんなご不自由な生活をしている子どもさんもいる訳ですから、そういう部分はこれは我々公が見ていかなければならないというのは宿命でございますので、すべての形を民営化して先ほど言われるように民営化の中でそういう人を受け入れないところが出てきたらどうだというようなご心配もありますから、そういうことに関しては、やはり保護者の方に対して心配されないように、最終的にそういう受け入れが非常に厳しい障がい者のお子さんをお持ちの家庭に関しては我々の方で必ず受け入れの施設は作っておきますよという意味でございまして。これが1園にまとまるのか、各地域にそれが点々と広がっていけばそこに2園、3園とエリアが広いわけですからそういうことも考えられますので。全く無くすということではありませんよという意味を含めて話したつもりです、そうい

うことです。

江口委員

年末に市長が行かれて、よかったという保護者の意見を聞いたことがあります。やはり今までなぜという部分について、ある意味きちんとした説明がなされてなかったと私たちは思っていた。そこについてある意味どうしても厳しい行革の中でやらなくてはならないことがある。その中で子育てに関して別な形でちゃんとやっていきたいという形で説明をされたら、そこについては非常に保護者の方々も評価をされています。ただ、保育所の運営について、果たして公立のままでいいのかどうかという部分について、それについてはある程度の民営化も充分やらなくてはならないと思ってるし、そうあるべきだという話だったと、私のほうは聞きました。そうやってきちんとお話をしていただいたら、その保護者の方々であってもわかる部分はあると思うんです。その中で後はいつ、なぜ鯉田なのというそこら辺の説明は必要だと思いますが、これから先、子育てをきちんとしていく、保育所以外も含めて説明をちゃんとやっていっていただきたいと思えます。あと、ですね、すいませんちょっと戻りますが、情報提供についてなんです、例えば、こういった形はどうなるのという問いかけがあるとしたら、それについて1人からあったから、その1人に返すのではなくて、皆さん方に返せるような仕組みを作っていただきたいと思うわけです。これから先、さっきみたいな、例えば障がいのある子どもはどうなるのって保護者が聞いたと、で、それに対してはその保護者に答えるだけではなくて皆さん方に伝わるような仕組みを考えていただきたいと思うわけです。例えば園には掲示板があるからここにQ & Aで聞かれた事についてどんどんどんここで答えしていきますよとかですね、そういった部分を含めてやっていただくと、きちんとか話が成り立つと思うんです。で、そのやり取りを周りでみている方々も安心できると思えます。そういった部分を検討して是非やっていただきたいと思えますが、それはどうですか。

児童社会福祉部長

今いわれますところの保護者等に対するところの情報提供です。今までに懇談会を4回やっています、議会のほうからのいろんな意見要望でしていますので、別途ですね、やり方についてはまだ検討中ですが、例えば園便りの中に折り込んでいく、少なくとも4月1日受け入れをしたときに、新しく入所された全保護者の皆さん方に今までの経過等も含めた中で、いろんな疑問をもってあります、誤解もあります、そこらへんを改めてまとめて説明をする資料の配布を4月以降考えたいというふうに思っています。

江口委員

あの、まとめてじゃなくてもいいと思うんです。まとめてあると分量があるんでやはりみんな見切れない部分もあると思うんです。こまめに出していいと思えます。で、そういったときに例えば掲示板、どんどんどん変わってるんだけど、来たときにああ今度はこんな質問が人からあったんだねと、こうやってやってくれたら安心だねと、そういった形で小さく少しづつ安心感を積み重ねていただいたら信頼回復に繋がると思えます。是非それをやってください。まとめてがあるとなおいいですし、また、あと、この部分がひとつの園だけではなくて複数の園に広がるように、例えば園の掲示板という形でいいと思えますし、あと使うべきなのはホームページ等ですね、粕屋のホームページを見ると民営化の部分がきちんとして書いてあります。民営化に関する会議録もしっかり載っています。これから先こうやって行きたいという部分も載ってます。そういった部分も通じて一般市民の方々にも知っていただきながら、今後確実にここだけでは止まらないわけです。それ以降の分を考えると今のうちからきちんとしていただくことが、それが安心して次に繋がるんだと思っています。それを是非お願いいたします。

あと、鯉田と筑穂についてなんです、こういった形で進行しているのかお聞かせいただけますか。

保育課長

それでは先ずスケジュール表の説明をさせていただきたいと思います。1月に地質調査それから設計等を行いまして、4月末頃に完了をしたいと思っています。3ヶ月、90日なんですけど建築確認申請がかかるものですから、それ終了後に入札を行いまして3月の中旬には完成をしたいと思っています。あとひとつ施設の安全面とかそういうことなんですけど、子育て支援センターと一緒に作りたいたいと思っていますし、今考えていますのは、当然のことですけどバリアフリーそれから地域性もございまして交通安全面、ちょうど坂道という状況もありますので交通安全面、それから施設面の安全、そういうことを充分配慮したいと思っています。それから設計の段階では当然保育士の意見、それから所長のワーキングも立ち上げて意見の中身についても、今後の建設の中身についても審議をしていきたい、意見を聞きたいというふうに思っています。それと、筑穂につきましては、定数が200名が160名になっています。その分につきましては住民周知と言いますか、園便り等でまだ周知をしていませんので、その分については早急に周知したいと思っています。

江口委員

12月の段階で議決があり、定数が下がるのは分かっているわけです。是非その点について、まあ園便りも併せてきちんとした説明をお願いします。あと、穎田保育所なんですけど、なんだか特徴的なものとかあるわけですか、子育て支援センターが入るといってお話がありました、あとほかに既存の保育所等と、ここにある意味新しくつくる所で売りになるんだよと言う点がありましたらご案内いただけますか。

児童社会福祉部長

先ほどの答弁の中で一応定数の削減、筑穂保育所それとか穎田第一第二保育所の統廃合の新築移転、民営化の問題については1月1日の市報で一応周知させていただいています。どこの保育所につきましても今度入所式等の行事がありますので、その機会と先ほど言った園便り等を利用した中で適宜説明に務めてまいりたいというふうには考えています。それと穎田の新築移転をいたします保育所につきましては先ほど課長も答弁しましたように所長級によるワーキングとか現場の意見とか、設計コンサルとの協議、また先進地等の保育所の現地視察等も今後鋭意進めた中でよりよい、合併しまして初めての新しい保育所をつくる訳ですので、そこらへん中身のある新しい保育所をつくってまいりたいというふうに考えています。

江口委員

スケジュールをみると結構ギチギチできついのかなと思っています。是非、これから先もあり得る話ですよ、是非その時はもう少しゆっくりとしたスケジュールで議論が出来るといいなと思っています。その点配慮をお願いします。最後になりますが、ここに「子どもたちのための民間委託、民営化に求める最低条件10か条」というのがございます。こちら保育課長のほうにもお渡ししてるかと思いますが、そちらの分等も含めてきちんと真摯に受け止めながら議論を進めて行っていただきたい。また、併せて本当に節目節目というか、細かく細かく情報を出してください是非それをお願いします。質疑を終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:26

再開 13:30

委員会を再開いたします。

執行部にお訊ねいたします。休憩前に児童社会福祉部長から答弁の内容に不適切部分があり陳謝する旨の発言がありましたが、発言の取り消しについても求めますか。発言の取り消しは委員会において諮った上で許可することになりますので、確認いたします。

児童社会福祉部長

陳謝については取り消しまでお願いしたものではありませんのでよろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:32

再開 14:25

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

( なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者対策について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

( なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の3件について報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。はじめに「飯塚市立高田小学校の校区拡大について」報告を求めます。

学校教育課長

飯塚市立高田小学校は、入学児童数が減少しており、穂波地区内の学校選択制を実施しているにもかかわらず、平成22年度以降は複式学級を編制しなければならない状況であります。このような状況から、平成19年10月29日に学校長及び同校PTA会長の方より、通学区域を飯塚市内全域に拡大する要望があり、同年11月21日開催の通学区域審議会におきまして、校区を市内全域に拡大することにより複式学級を回避できる可能性があるとの決定がなされました。このことを受け、同年12月4日開催の教育委員会会議におきまして、「飯塚市立学校の通学区域に関する規則の一部改正」が議決され、平成20年度より飯塚市立高田小学校の通学区域の拡大が承認され、現在高田小学校への転・入学児童の募集を実施しております。また、平成20年1月20日(日)には、高田小学校におきまして学校見学会が予定されております。これに伴い、高田小学校をはじめ、昨年度から実施している八木山小学校・内野小学校の3校が飯塚市内全域への校区拡大を実施しているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

梶原委員

校区拡大と言うことですが、今、内野小学校と八木山は現在、今現状、内野小学校、八木山小学校には何人ほど校区外から学校に行かれてますか。

学校教育課長

八木山小学校は現在4学級で42名、そのうち12名が飯塚市の校区拡大により通っております。それから内野小学校ですが、内野小学校は現在4学級43名で、校区拡大による通級生は0であります。

梶原委員

今八木山は12名と言うことですが、高田小学校で校区拡大して、これから通学の問題が、交通手段とかそういったものについてはどのような考えを持っていますか。

学校教育課長

この校区拡大によります子どもについては、保護者が責任を持って登下校の送り迎えをすることを前提にして許可をしているところです。

楡井委員

高田小学校は穂波の時代も学区制が取り払われていて穂波全体から行けたわけですよね。これで現在、高田小学校区以外のところから何名来てるんですか。

学校教育課長

平成19年度におきましては11月末現在で11名の子どもが穂波校区の選択制を利用して学校に通っているところです。

楡井委員

そうすると地元、いわゆる高田校区の生徒は何人くらいですか。

学校教育課長

現在、高田小学校の全校生徒が75名ですので、高田校区から来ている生徒は64名です。

楡井委員

これで今言われてる複式学級をしないで済むような状況と言うことが、先ほど言われた内野小学校の関係や、八木山小学校の関係からみて果たして狙い通りに実施できるものかどうかについてはどういう見通しですか。

学校教育課長

現在のところ、高田小学校校区におきましても色んなバス停とかそういったところに啓発活動を行いましてしているところでございますが、今のところ見込みとしてこれだけの人数が来るといようなことは今のところ予想は出来ていません。

楡井委員

八木山小学校と内野小学校、4学級といわれましたので当然もう複式学級になってるんですよね。その複式学級と普通の学級ですよね、これ、違いは出てくるものですかね。

学校教育課長

それは当然単式学級のほうが教育にはきめ細かな指導ができると思います。現在、内野小学校、八木山小学校、いずれも1年生と6年生が単学級で2年3年が複式学級、4年5年が複式学級の両校とも4学級で編成をしているところです。それと一応複式学級をしていますので複式対応の臨時教員を1名、両校ともつけているところです。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかに質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市立穎田病院及び養護老人ホーム愛生苑の運営の委譲に関する協定書について」、「飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書(案)及び筑豊労災病院の委譲に関する売買契約書等について」以上2件について一括して報告を求めます。

病院・老人ホーム対策室主幹

飯塚市立穎田病院及び養護老人ホーム愛生苑の運営の委譲に関する協定書について、ご報告いたします。お手元の資料をお願いいたします。はじめに、飯塚市立穎田病院の運営の委譲に関する仮協定書でございますが、基本的な方針に基づきまして、19年11月27日に市と医療法人博愛会とで、仮協定書の締結を行っております。その後、12月の市議会におきまして飯塚市病院事業の設置に関する条例及び重要な財産処分に関する議決を得ましたことから、本協定

となっております。第3条で、病院の運営を平成20年4月1日に委譲することとしております。第4条の土地、建物等につきましては、第1号で病院に係る土地は委譲日から起算して最長10年間無償で貸与することとしております。第2号では、病院に係る建物、備品等は委譲日に無償で譲渡することとしております。別途、土地につきましては、土地使用貸借契約、建物等につきましては無償譲渡契約を締結することとしてしております。第5条の委譲の条件でございますが、基本的な方針に基づきまして定めております。第1号で医療機関として運営を委譲日から30年間存続すること。第2号で土地の無償貸与期間終了後は土地を譲渡時の時価で購入すること。第3号で委譲後3年以内に、建物を敷地に建て替えること。第4号で委譲にあたっては、市に対していかなる財政支援も求めないこと。第5号で現行の医療体制を継続すること。としております。次のページをお願いいたします。第8号で穎田病院の職員及び臨時職員で再就職を希望するものは採用に努力すること。第9号で穎田病院の建て替え時には、療育関連通所施設を併設することとしております。

資料を2枚めくっていただきまして、飯塚市養護老人ホーム愛生苑の運営の委譲に関する仮協定書をお願いいたします。飯塚市養護老人ホーム愛生苑の運営の委譲に関する仮協定書でございますが、先ほどの穎田病院と同様に基本的な方針に基づきまして、19年11月27日に市と社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会とで、仮協定書の締結を行っております。その後、12月の市議会におきまして飯塚市養護老人ホーム条例の廃止に関する議決を得ましたことから、本協定となっております。第3条で、施設の運営を平成20年4月1日に委譲することとしております。第4条の施設の土地、建物等につきましては、建て替えるまでは無償で貸与することとしております。この無償貸与につきましては別途、市有財産使用貸借契約を締結することとしてしております。第5条の委譲の条件でございますが、基本的な方針に基づきまして、第2号で養護老人ホームとしての運営を原則として30年間存続すること。第3号で委譲後7年以内に穎田病院敷地内または同隣接地に養護老人ホームを建て替えること。建て替えに際しては、個室化を図ることとしております。第4号で委譲にあたり、市に対していかなる財政的支援も要求しないこと。第5号で入所の定員は、120人とすること。ただし、委譲後に入所定員の見直しを行う場合は、市と協議することとしております。次のページをお願いいたします。第8号では、愛生苑の臨時職員及び嘱託職員で再就職を希望するものは採用に努力することとしております。

次に、飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書案及び筑豊労災病院の委譲に関する売買契約書等についてご報告いたします。別資料となっております飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書案をお願いいたします。飯塚市立病院の運営につきましては指定管理者の社団法人地域医療振興協会が行うこととなりましたので、基本的な方針に基づきまして市と協会において協定書の案を作成しております。第3条で指定の期間は、平成20年4月1日から平成50年の3月31日までの30年間としております。第4条の管理業務の内容は病院事業の設置に関する条例第9条第2項を定め、第5条の利用料金及び手数料の徴収につきましては同条例の第13条第1項及び第2項を定めております。第6条では、指定管理者が管理業務を行ううえで国及び県から補助金が交付された場合は、相当額を指定管理者に交付することとしております。現状では、市立病院の病床数と救急病院に係る交付税が交付されることとなっております。次のページをお願いいたします。第8条で、病院運営で赤字が出た場合は指定管理者の負担とし、余剰金が出た場合は指定管理者の管理経費として積み立てることとしております。第10条の維持管理料でございますが、現在筑豊労災病院において患者の利便性やサービス向上となる売店、食堂、理髪、自動販売機などが設置されておりますことから、施設の使用においては市が許可を与え、その使用料を市が一旦徴収しまして、病院の建物、設備及び機器備品の維持管理を行います指定管理者に維持管理料として交付するものでございます。第11条では、病院の土地、建物、設備及び機器備品の整備、修繕、また機器備品の購入に係る費用は全て指定管理者の負担としております。第2項では、今後建物、設備の整備、機器備品の購

入が必要となった場合は、病院事業債及び合併特例債を起こし、その借入金の元利償還金から交付税で算入される額を除いて、指定管理者が負担するとしております。次のページをお願いいたします。第15条の管理運営協議会は、病院事業の設置に関する条例第15条をもって定めております。第19条は、地方自治法第244条の第11項の規定において、市が指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした場合、指定管理者がその指示に従わないとき、又その他管理を継続することが適当でないと認めるときは協定の解除をすることができるとしております。第2項は、その場合、市は指定管理者が受けた損害の補償は行わない。第3項では協定が解除され場合、市が被った損害は指定管理者に対し賠償を求めるとしてしております。第20条は市側の協定内容の不履行や市側の事由により指定管理者が損害を被った場合において、指定管理者が取消しを求めるときは、2年の猶予が必要とし、市と協議するものとしております。2枚めくっていただきまして、筑豊労災病院の移譲に関する売買契約をお願いいたします。12月の飯塚市議会における重要な財産の購入の議決を得て、1月16日に労働者健康福祉機構と売買契約を締結しております。第3条の売買物件は、建物と器具・備品等一式。第4条の売買代金は2億8,614万198円です。売買契約書の最後に別紙で物件の明細を付けております。次に、無償譲渡契約書をお願いいたします。先ほどの売買契約の締結と同じ日の1月16日に労働者健康福祉機構と無償譲渡契約を締結しております。第3条で無償譲渡物権は土地および高額な器具・備品となっております。無償譲渡契約書の最後に別紙で無償となり

ます物件の明細を付けております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

まず穎田病院のほうからお聞きいたします。穎田病院の件ですが、移譲条件第5条6号ですが、休診中の小児科及び泌尿器科の診療再開に努力することとございます。これは努力ではない形ではなかったのかなと思うんですが、その点はどうなっているのでしょうか。

病院・老人ホーム対策室主幹

これは基本協定の作成前に先方との合意の中で、只今の第6号につきましては努力するということと前向きに博愛会のほうに再開をしていただくようにしています。

江口委員

今まで議会への説明に関しては、これに関してはきちんとさせるというお話だったかと思っただけですね、それになのにこれが、この仮協定の中では努力となっています。させるのであれば、これは努力ではなくて、診療を再開することとなるはずなんですが、その点についてなぜここが努力となっているのかお聞かせいただけますか。

企画調整部長

穎田病院の移譲に関します、基本方針の中でも現在休診中の小児科及び泌尿器科は診療再開に努力するというような基本方針があります。で、過去の委員会の中でもこれは再開するというような御答弁は申し上げておりません。再開に向けて努力するというような基本方針がございますから、それに沿いまして今回協定書も努力するという協定内容にいたしています。

江口委員

この点について、私の記憶は違ったかのように記憶しています。その点またあらためて確認の上質疑をさせていただきます。ただ、地域の方々にしてみればこれはね、きちんと再開されると思っていたのではないかと私は思うわけです。その点についてきちんとした対処を求めたいと思います。現状において、これは11月の仮協定ですね、現行、今の段階でこれはどのような状況になっているのかお聞かせいただけますか。

病院・老人ホーム対策室主幹

仮協定の中に、一番最後になります、この仮協定についての条項があります。この協定の証として本書2通を作成いたしまして・・・この協定は仮協定であり、飯塚市議会の議会に付すべき飯塚市病院事業の設置等に関する条例及び重要な財産の処分の議決を得た日から本契約として認められるものとするという条文を上げていますので、12月の議会の議決を得ましたので、現在は本協定となっています。

江口委員

これが仮協定が本協定になったと、で、現状においてはここの見込みについては努力するとあって今努力されているわけですよね。それが4月1日からどのような形になるのか、どのように情報を掴んでおられますか。

病院・老人ホーム対策室主幹

移譲を受ける博愛会も新たに病院の設置申請を行うこととなります。これも2月ごろから申請の手続きに入ると思いますが、その体制におきまして先ほど申しましたように将来的な療育施設、いわゆる障がい者児童の関係の治療もみることとなりますので、それに向けて小児科を設置していくと言うことでお話は聞いています。

江口委員

つまり、今のお話によると移譲条件の5条9号 本件建物を建て替え時には療育関連通所施設を併設すること、と言うことは建替えは移譲後3年以内ですね、そうすると建て替えが終わるまでは小児科並びに泌尿器科については、建て替えが終われば泌尿器科、小児科は再開が見込めると、泌尿器科については何ら返答が無かったと思いますが、それについてはまだまだ分からないまま、そういった理解でいいですか。

病院・老人ホーム対策室主幹

そのとおりでございます。

江口委員

労災病院のほうについてでございます。穎田病院の仮協定書の中には合意管轄がうたっています。ただしこちらのほうの労災病院の指定管理者による管理に関する協定書に関しては合意管轄はうたっておりません。こちらに関しては合意管轄はどうなっているのでしょうか。

病院・老人ホーム対策室主幹

穎田病院につきましてはそのような管轄が上がっているが、それがこの協定書には案としてまだ定めていませんので、今後正式な協定を結ぶ際の検討をしていきたいと思っています。

江口委員

私はここの部分、きちんと入れるべきだと思っています。その形でやっていただけるということでもよろしいですか。

病院・老人ホーム対策室主幹

そのように行っていきたいと考えています。

江口委員

19条協定の解除でございます。19条の3項にこの協定が解除されたときは甲は乙に関して損害の賠償を求めることが出来ることありまして、基本的に30年を担保している部分だと思っておりますが、ただこれだとちょっと余りにもぼんやりしてるのではないかと思うわけです。解除に2年以上の猶予を持って申し出て協議するとありますが、これに関してはきちんとその次が決まるまでの間の損害についてはきちんと求めるし、それについては乙は損害を賠償しなければならぬと言うふうな形と理解してよろしいですか。

病院・老人ホーム対策室主幹

そのような内容です。

江口委員

そのような内容であれば、まだ協定に、正式なものとなっておりませんので、そのような形に作り変えていただくようお願いいたします。

楡井委員

額田病院の5条に関連して、先ほど6号は努力するという話で既に本協定になってるということですが、現行の医療体制の5つの科ですかね、これは全員お医者さんそろいましたでしょうか。

病院・老人ホーム対策室主幹

まだ、全員そろったという報告は受けていませんが、先ほど申しましたように、病院の新設の届けをする際には医者の名前、看護師等の名前を必ず書類上に明記しなければいけないようになっていますので、その時点でははっきり分かりますと思います。

楡井委員

それは何月何日の時点での報告になるんですかね。

病院・老人ホーム対策室主幹

次回の委員会の機に報告できると考えています。

楡井委員

労災病院のほうですが、前回の委員会で質疑をしたと思いますが、12科12診療科ですかね、これのお医者さんの確保状況、部長の答弁では大丈夫ですというふうに言われた答弁がありました。しかし実際資料をいただいた数字ではそうになっていなかったんですよ。これも当然4月1日実施ということで今額田病院と同じように申請書を出すという段階ではそろえなければならぬということなんでしょうが、その確保状況についてはいかがでしょうか。

病院・老人ホーム対策室主幹

先の委員会におきましては現在の労災病院の先生方が14名残られると、それにプラス3名の医者の確保が出来るということで17名と言うことで報告してしまして、まあ残り不足する医者はということで大体、地域医療振興協会のほうでは見通しがついたという報告をさせていただいています。明日もそうですが、東京のほうから理事長がお見えになり、再度九大それに産業医科大学のほうに参りまして、更にそういうところの要望といいますか、医者の確保、また本部は本部で全校的に市立病院がございまして、そういったところと連携を図りながら医師の確保に努めていくと、その見通しが大体ついたということの報告は受けています。

楡井委員

現在確保されてるお医者さんは、非常に診療科目によって偏りがあるんですね。内科で7人とか8人とか、それから0のところのほうは、まだ診療科目として数えれば、決まっていないところのほうが多いという状況だったと思います。そういうような、今の答弁のような状況であれば是非ともきっちり抑えていただいて、12科診療科スタートできるようにがんばっていただきたいと思います。

第10条についてお訊ねいたします。売店、理髪、食堂、自販機これらは現在の管理者がそのまま引き継ぐという理解でよろしいでしょうか。

病院・老人ホーム対策室主幹

現在は売店、食堂、理髪店、自動販売機等の運営を労働共済会というところが行っていますが、新たな市立病院でございまして、新規の市民、患者のサービスを更に向上させたいと言う考えもございまして。その中で今、1社、売店食堂等をさせていただきたいと話がございまして、その会社を含めて検討させていただきたいと思っています。

楡井委員

必ずしも今やっているとところそのまま実行するということにはならないということですね。これは公募か何かされる予定なんですかね。

病院・老人ホーム対策室主幹

既に今、売店食堂を運営されているところがありますので、公募をせずにそういったところの医療機関の中でそういったところの経営をされているところに、今話がありますので、公募せずにその2者で決めていきたいと思います。

楡井委員

12条ですが、報告の関係ですが、指定管理者のほうから市の方へは報告がなされるようですが、その報告されたものが議会等には報告、行政のほうから報告するということになるのでしょうか。

病院・老人ホーム対策室主幹

事業報告並びに決算については委員会等で機会がありましたら報告させていただきたいと思っています。

楡井委員

機会があればという言葉に引っかかります。是非報告してください。

病院・老人ホーム対策室主幹

申し訳ありません。報告するという義務はございませんということで、報告はいたしません。

楡井委員

報告しないということですね、これは指定管理者制度の一番の問題点として私たちが今まで指摘してきたところですよ。そうなってくるとこの労災病院が、新しい飯塚市立病院が果たして市民のためにやってるかどうかということについて議会のチェックが入らないということになるわけですよ。そういう意味では市民への運営状況、市民の声がそちらの方へは届かなくなるということになるわけですけど、そういう理解でいいんですか。

企画調整部長

担当課長が申しあげましたように、指定管理者制度におきますいわゆる事業報告書、決算書、これにつきましては議会の方に報告する旨の規定はございませんので、これにつきましては報告はいたしません。この中にありますように運営協議会更には市民会議等々という会議を設けています、この中では決算書なり事業報告書をご提案させていただいた中で、よりよい優れた市立病院のあり方ということをこの中で議論検討をしていきたいというふうに考えています。

楡井委員

そうするとこの12条に関わって議会は何もタッチできないという状況になるわけですよ。何らかの形で変化球か何か投げて質問せないかんという形になってしまうわけです。これは是非指定管理者制度そのものはそうでしょうが、やはり市民病院ですからね、是非そういう議会にも討議の場を与えてもらえるように、実行できるように、ひとつ何とか協力をしてもらいたい、その点を要望しておきたいと思いますので、よろしくお取り計らいください。よろしく。

江口委員

労災病院の第10条維持管理料についてですが、今話を聞いてて思ってるんですが、この形はあくまで目的外使用、患者の利便性サービスの向上に資するために使用させた場合は一旦市役所が絡む形になっています。私はこれが果たして指定管理者にとってやりやすい形かどうかという疑問が残るところです。ここの分も含めて運営していただくという部分が出来ないかどうか、そこに関して例えばどこかに、あくまで指定管理者のほうでその部分権限を持たせると、その中でやってくださいというのが出来ないかどうかを是非検討してやっていただきたいと思っています。そうすることの方が運営にとってもプラスになることがあるかと思っています。その点、先ほど件と合わせて先方と協議をお願いしたいと思っています。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかに質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これもちまして

厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。